

広島県告示第四百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和三年三月八日までの間、縦覧に供する。

令和三年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次美土里線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町原田字原山一三〇五六番一 地先から 安芸高田市高宮町原田字原山一三〇五二番一 地先まで	一七・八〇〇	二〇・八〇〇	一一・四〇〇 一七・八〇〇	七一・〇〇	幅員減少 不用物件延長 七一・〇〇 メートル